

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示	二六
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	二六
○道路の区域を変更する件三件	二六
○河川法により工作物を除却し保管した件四件	二七
公告	二七
○一般競争入札を行う件	
○落札者を決定した件二件	二七
福島県教育委員会教育長	二七
○公金の徴収の事務を委託した件	
福島県選挙管理委員会	二七
○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件	二七
福島県収用委員会	二七
○土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件	二七

告示

福島県告示第四百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月六日から同年七月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
イトーヨーカドー郡山店 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星ヒトシ 星ミチ 星浩 星佐和次 星守人 星邦男 星利夫 橘喜八 橘久弥
星要 中山文作 平野勝 平野藤三郎 星於鹿 星久太 星光磨 星次男 星仁平
南会津森林組合 農林漁業金融公庫 阿久津明 河原田惣一 河原田寅市 五十嵐正
吉 菅家堅二 菅家昭平 星大和 大宅惣一郎 馬場弥平 鹿島神社 平野カメ 平
野愛三郎 平野孝一 平野幸七 平野清次 平野智芳 平野美雄 平野廣次 目黒清
佐 馬場吉三郎 馬場熊ヲ 大宅英子 馬場弘道
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和七年福島県告示第三百二十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百

八十九条の規定により当該通知の内容を平田村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和七年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
熊谷茂 太田リイ 太田清盛 坪井梅義 坪井美義 二瓶登 坪井弘
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和七年福島県告示第三百四十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道幾世 橋小高線	南相馬市小高区浦尻字 原四五番一地从先から 同 市小高区浦尻字 北原八六番一地从先まで	変更前 変更後	一二・八〇 一七・一 一四・二〇 三六・七	二二八・七 一一三〇・六

（道路計画課）

福島県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道幾世 橋小高線	南相馬市小高区蛭沢字 西畑三一番六地先から 同 市小高区蛭沢字 無入五三番二地先まで	変更前 変更後	九・四〇 二五・五 一三・九〇 三一・五	二八〇・〇 二八〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道広野 小高線	南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地从先から 同 市小高区福岡字 大明神一五六番一地从先まで 南相馬市小高区角部内 字市ノ谷四三五番地先 から 同 市小高区福岡字 大明神一五七番一地从先 まで 南相馬市小高区井田川 字北新田四八九番三地	変更前 変更後	五・二〇 四四・三 一一・五〇 六二・七 一一・五〇 一〇四・一	六、四三五・三 九二一・三 八〇三・二

先から 同 市小高区蛭沢字 沼ノ入三九番一地先ま で 南相馬市小高区井田川 字南新田五九八番地先 から 同 市小高区井田川 字北新田四八九番三地 先まで 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地先から 同 市小高区井田川 字南新田五九八番地先 まで	変更後 A 五・二〇 四四・三 B 一一・五〇 六二・七 C 一一・五〇 一〇四・一 D 一一・五〇 五八・三 E 一五・六〇 五八・二	六、四三五・三 九二一・三 八〇三・二 八六四・三 一、〇六四・五
--	--	---

南相馬市小高区蛭沢字 沼ノ入三九番一地先か ら 同 市小高区角部内 字市ノ谷四三五番地先 まで	F 一五・三〇 七五・〇	一、二八八・八
--	-----------------	---------

福島県告示第四百十八号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第三項の規定により工作物を除却し、同条第四項の規定により当該工作物を保管した。その要旨は次のとおりである。
令和七年六月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（道路計画課）

一 保管した工作物の種類及び数量

種類 橋脚、管路

数量 橋脚一基、管路一本

二 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
放置されていた場所 いわき市内郷内町金坂二十一番七地先

除却した日時 令和七年五月十九日午前十時

三 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
保管を始めた日時 令和七年五月十九日午後一時

保管の場所 いわき市常磐関船町三丁目九番地七（関船こ線橋下）

四 その他

（一）費用負担

当該工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、河川法第七十五条第九項の規定により所有者等の負担となる。

（二）問合せ先

当該工作物についての問合せはいわき建設事務所総務部行政課（電話 〇二四六一二四一六一〇九）にすること。

（三）閲覧場所

当該工作物の関連書類はいわき建設事務所総務部行政課に備え置いて閲覧に供する。

（河川計画課）

福島県告示第四百十九号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第三項の規定により工作物を除却し、同条第四項の規定により当該工作物を保管した。その要旨は次のとおりである。
令和七年六月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保管した工作物の種類及び数量
種類 橋りょう
数量 一基
保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
放置されていた場所 いわき市内郷宮町金坂二十七番地先
除却した日時 令和七年五月十九日午前十時
- 二 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
保管を始めた日時 令和七年五月十九日午後一時
保管の場所 いわき市常磐関船町三丁目九番地七（関船こ線橋下）
その他
- 四 費用負担
（一） 当該工作物の除却、保管、公示その他の措置に要した費用は、河川法第七十五条第九項の規定により所有者等の負担となる。
（二） 問合せ先
当該工作物についての問合せはいわき建設事務所総務部行政課（電話 〇二四六一二四一六一〇九）にすること。
（三） 閲覧場所
当該工作物の関連書類はいわき建設事務所総務部行政課に備え置いて閲覧に供する。

（河川計画課）

福島県告示第四百二十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第三項の規定により工作物を除却し、同条第四項の規定により当該工作物を保管した。その要旨は次のとおりである。
令和七年六月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保管した工作物の種類及び数量
種類 橋りょう
数量 一基
保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
放置されていた場所 いわき市内郷宮町金坂七十二番五地先
除却した日時 令和七年五月十九日午前十時
- 二 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
保管を始めた日時 令和七年五月十九日午後一時
保管の場所 いわき市常磐関船町三丁目九番地七（関船こ線橋下）
その他
- 四 費用負担
（一） 当該工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、河川法第七

十五条第九項の規定により所有者等の負担となる。

- （二） 問合せ先
当該工作物についての問合せはいわき建設事務所総務部行政課（電話 〇二四六一二四一六一〇九）にすること。
（三） 閲覧場所
当該工作物の関連書類はいわき建設事務所総務部行政課に備え置いて閲覧に供する。

（河川計画課）

福島県告示第四百二十一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第三項の規定により工作物を除却し、同条第四項の規定により当該工作物を保管した。その要旨は次のとおりである。
令和七年六月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保管した工作物の種類及び数量
種類 橋りょう
数量 一基
保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
放置されていた場所 いわき市内郷宮町滝八番一地先
除却した日時 令和七年五月十九日午前十時
- 二 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
保管を始めた日時 令和七年五月十九日午後一時
保管の場所 いわき市常磐関船町三丁目九番地七（関船こ線橋下）
その他
- 四 費用負担
（一） 当該工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、河川法第七十五条第九項の規定により所有者等の負担となる。
（二） 問合せ先
当該工作物についての問合せはいわき建設事務所総務部行政課（電話 〇二四六一二四一六一〇九）にすること。
（三） 閲覧場所
当該工作物の関連書類はいわき建設事務所総務部行政課に備え置いて閲覧に供する。

（河川計画課）

公
告

公告第121号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年6月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 放射イミュニティ試験システム 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年2月6日（金）
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ 電子系実験棟

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年6月30日

(月) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年6月6日(金)から同月30日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年6月16日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年6月16日(月)午後3時 福島県西庁舎7階 717会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年7月18日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月17日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Radiated Immunity Test System 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 18 July 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 17 July 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第122号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年6月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（7 t 級） 1 台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年4月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
53,130,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年2月28日

（入札用度課）

公告第123号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年6月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪ドーザ（18 t 級） 2 台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本キャタピラー合同会社 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
- 5 落札金額
60,720,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年3月21日

（入札用度課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和七年六月六日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立博物館及び若松城天守閣、会津若松市隣閣の共通観覧料の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 名称 一般財団法人会津若松観光ビューロー
2 所在地 福島県会津若松市追手町一番一号
- 三 徴収の事務を委託する期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

（社会教育課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十九号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

令和七年六月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田 良 洋

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
一般財団法人慈山会医学研究所付属坪井病院	一般社団法人慈山会医学研究所付属坪井病院	令和七年五月一日

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について令和七年五月二十九日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和七年六月六日

福島県収用委員会

会長 鈴木 靖 裕

- 一 起業者の名称
双葉町
- 二 事業の種類
双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 双葉駅西側第一地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所 在	地 番	地 目	地積（平方メートル）	収用しようとする土地の面積（平方メートル）
福島県双葉郡双葉町大字長塚字深谷	六番一	雑種地	六八一・四八	六八一・四八
		宅 地	六八一	
		登記記録	実 測	

四 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
石田 雅裕	千葉県我孫子市本町一丁目三番二七号

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし